

鳥海鳥獣保護区鳥海特別保護地区指定計画書（再指定） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>1 鳥獣保護区の概要</p> <p>(1) 特別保護地区の名称 鳥海鳥獣保護区鳥海特別保護地区</p> <p>(2) 特別保護地区の区域 別添区域説明図のとおり</p> <p>(3) 特別保護地区の存続期間 平成 21 年 11 月 1 日～平成 31 年 10 月 31 日(10 年間)</p> <p>(4) 特別保護地区の指定区分 森林鳥獣生息地</p> <p>(5) 特別保護地区の指定目的 鳥海鳥獣保護区の大部分は、鳥海国定公園内の地域である。鹿の俣沢川や白沢川の溪谷が続き、鶴間池などの湖沼もあり、変化に富んだ地形となっている。 高山部は、雪田草原となっており、風衝草原には、チョウカイフスマ等の高山植物群落が発達しており、標高が下がるにつれ、ハイマツ、ミヤマナラ、ナナカマド等の低木群となっている。 当該区域におけるブナ林の限界は、標高 1,100 メートル付近となっており、鶴間池一帯には、ブナ原生林が残されている。 このような自然環境から、当該区域には野生鳥獣が多く生息し、餌となる動物も豊かなことから、希少鳥獣で天然記念物にも指定されているイヌワシ、クマタカ等の猛禽(きん)類も確認されている。 特に、鹿の俣沢溪谷を中心とした区域はイヌワシの営巣も確認されており、繁殖・採餌等のために特に重要な地域となっている。 このため、当該地域は、鳥海鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域と認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。</p> <p>2 特別保護地区の保護に関する指針</p> <p>(1) 保護管理方針 鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。 また、鳥獣の主要な採餌場等への登山者の不要な立ち入り、ゴミの投げ捨て等による鳥</p>	<p>1 鳥獣保護区特別保護地区の概要</p> <p>(1) <u>鳥獣保護区特別保護地区</u>の名称 鳥海鳥獣保護区鳥海特別保護地区</p> <p>(2) <u>鳥獣保護区特別保護地区</u>の区域 別添区域説明図のとおり</p> <p>(3) <u>鳥獣保護区特別保護地区</u>の存続期間 令和元年 11 月 1 日から令和 21 年 10 月 31 日まで (20 年間)</p> <p>2 <u>鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針</u></p> <p>(1) <u>鳥獣保護区特別保護地区の指定区分</u> <u>森林鳥獣生息地の保護区</u></p> <p>(2) <u>鳥獣保護区特別保護地区の指定目的</u> 鳥海鳥獣保護区の大部分は、鳥海国定公園内の地域である。鹿の俣沢川や白沢川の溪谷が続き、鶴間池などの湖沼もあり、変化に富んだ地形となっている。 高山部は、雪田草原となっており、風衝草原には、チョウカイフスマ等の高山植物群落が発達しており、標高が下がるにつれ、ハイマツ、ミヤマナラ、ナナカマド等の低木群となっている。 また、当該地域におけるブナ林の限界は、標高 1,100 メートル付近となっており、鶴間池一帯には、ブナ原生林が残されている。 このような自然環境から、当該地域には野生鳥獣が多く生息し、餌となる動物も豊かなことから、<u>国内希少野生動植物種のイヌワシ、クマタカ等の大型猛禽類も確認されている。</u> 特に、鹿の俣沢溪谷を中心とした区域は<u>急峻な地形で、イヌワシの営巣も確認されており、繁殖・採餌等のために特に重要な区域</u>となっている。 このため、当該区域は、鳥海鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び<u>管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。</u></p> <p>(3) <u>管理方針</u></p> <p><u>ア 鳥獣保護管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。</u></p> <p><u>イ 登山者等によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するた</u></p>

<p>獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施する。</p> <p>3 鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積 ～略～</p> <p>4 指定区域における鳥獣の生息状況 (1) 当該地域の概要 ア 鳥獣保護区の位置 鳥海鳥獣保護区鳥海特別保護地区は酒田市升田字奥山地内の鹿の俣溪谷から白沢川に囲まれた地域に位置する。 イ 地形、地質等 大起伏火山地中起伏山地であり、標高 500 メートルから 900 メートルに位置し急峻な山岳地域となっている。 ウ 植物相の概要 無立木地帯、ササ等の低木層及びブナ、コナラ、ミズナラを主体とした落葉広葉樹林帯が広がる。 エ 動物相の概要 小鳥獣からイヌワシ、クマタカ、ニホンカモシカやツキノワグマ等の大型鳥獣が生息している。 (2) 生息する鳥獣類 ア 鳥類 アオゲラ、アカゲラ、アカショウビン、イヌワシ、イワヒバリ、ウグイス、ウソ、オオルリ、カケス、カシラダカ、カッコウ、カヤクグリ、カルガモ、キジバト、キビタキ、クマタカ、コルリ、ジュウイチ、ツツドリ、トビ、ハヤブサ、ビンズイ、ホシガラス、ホトトギス、ミヤマホオジロ、メボソムシクイ、モズ、ヤマガラ、ヤマドリ、ルリビタキ等 イ 獣類 ツキノワグマ、トウホクノウサギ、ニホンカモシカ、ニホンリス、ホンDOIタチ、ホンDキツネ、ホンDタヌキ等 (3) 当該地域の農林水産物の被害状況 該当なし</p> <p>5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項</p>	<p><u>め、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する</u></p> <p>ウ <u>鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれ合いの場並びに環境教育及び学習の場として活用を図る。</u></p> <p>3 <u>鳥獣保護区特別保護地区の面積内訳別表 1 のとおり</u></p> <p>4 指定区域における鳥獣の生息状況 (1) 当該地域の概要 ア 鳥獣保護区特別保護地区の位置 <u>酒田市升田字奥山地内の鹿の俣溪谷から白沢川に囲まれた地域に位置する。</u> イ 地形、地質等 大起伏火山地中起伏山地であり、標高 500 メートルから 900 メートルに位置し急峻な山岳地域となっている。 ウ 植物相の概要 無立木地帯、ササ等の低木層及びブナ、コナラ、ミズナラを主体とした落葉広葉樹林帯が広がる。 エ 動物相の概要 小鳥獣からイヌワシ、クマタカ、ニホンカモシカやツキノワグマ等の大型鳥獣が生息している。 (2) 生息する鳥獣類 ア 鳥類 アオゲラ、アカゲラ、アカショウビン、イヌワシ、イワヒバリ、ウグイス、ウソ、<u>オオタカ</u>、オオルリ、カケス、カシラダカ、カッコウ、カヤクグリ、カルガモ、キジバト、キビタキ、クマタカ、コルリ、ジュウイチ、<u>チョウゲンボウ</u>、ツツドリ、<u>ツミ</u>、<u>トビ</u>、<u>ノスリ</u>、ハヤブサ、ビンズイ、ホシガラス、ホトトギス、ミヤマホオジロ、メボソムシクイ、モズ、ヤマガラ、ヤマドリ、ルリビタキ等 イ 獣類 ツキノワグマ、トウホクノウサギ、ニホンカモシカ、ニホンリス、ホンDOIタチ、ホンDキツネ、ホンDタヌキ等 (3) 当該地域の農林水産物の被害状況 <u>特になし</u></p> <p>5 鳥獣の保護及び<u>管理並びに</u>狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項</p>
---	---

<p>当該区域において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置する場合に、損失を受けることとなる者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。</p>	<p><u>当該鳥獣保護区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより被害を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。</u></p>
<p>6 鳥獣保護区の指定及び維持管理に関する事項</p> <p>特別保護地区用制札 1本</p>	<p>6 鳥獣保護区<u>特別保護地区</u>の指定及び維持管理に関する事項</p> <p>特別保護地区用制札 <u>2本(2)</u></p> <p>※()内の数値は既設の本数</p> <p>7 参考事項</p> <p>(1) 当初指定 <u>平成14年11月1日(平成14年10月29日県告示第1057号)</u></p> <p>(2) 経緯</p> <p>ア <u>平成21年11月1日 期間更新(平成21年10月30日県告示第944号)</u></p>